

綾瀬市新型コロナウイルス感染症対応防災資機材給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会により結成された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が防災活動を実施するに当たり、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に対応するために必要な防災資機材（以下「防災資機材」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象)

第2条 給付の対象となる防災資機材の種類は、別表のとおりとし、その上限は、防災資機材の価額の合計額が30万円を超えないものとする。

(給付の申請)

第3条 給付を受けようとする自治会長（自主防災会長）（以下「申請者」という。）は、防災資機材給付申請書（第1号様式）を市長の定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(決定の通知)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるものにつき給付を決定し、申請者に防災資機材給付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(引渡し等)

第5条 前条の規定により防災資機材の給付を決定した場合は、市長は、防災資機材の引渡し等を次のとおり行うものとする。

- (1) 事前連絡 市長は、事前に申請者へ引渡しを行う日時を連絡し、防災資機材の引渡しに関して必要な指示をするものとする。
- (2) 引渡し確認 引渡しを受けた申請者は、防災資機材受領書（第3号様式）を速やかに市長に提出するものとする。
- (3) 引渡し後の防災資機材の維持管理等は、申請者が適正に行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第3条の規定により行われた申請に係る防災資機材の給付に関しては、同日後においても、なおその効力を有する。

別表

給付の対象となる防災資機材の種類

品名	備考
簡易型避難所用テント	4 m ² 程度
LEDランタン	電池式、明るさ 150～360 ルーメン程度
物置 小	2 m ² 程度
物置 大	3 m ² 程度
テレビ	32型（アンテナコード付き）
発電機	定格出力：2.0kVA

第2号様式（第4条関係）

防災資機材給付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のありました防災資機材の給付については、綾瀬市新型コロナウイルス感染症対応防災資機材給付要綱第4条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 給付する防災資機材
- 2 給付条件

第3号様式（第5条関係）

防災資機材受領書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

自治会名（自主防災組織名）： 自治会
会長：

綾瀬市新型コロナウイルス感染症対応防災資機材給付要綱第5条の規定により、次のとおり防災資機材を受領しました。以後、適正に維持管理等を行います。

	品名	数量
給付を受けた 防災資機材		
受領年月日	年 月 日	